

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	浜松広報館全天周シアター 用デジタル映像等制作	広報LPS-X00021-4	
		承認	平成30年 6月 13日
		作成	平成30年 6月 13日
		改正	令和 6年 6月 7日
			令和 8年 4月 20日
作成部隊 等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松広報館（以下「浜松広報館」という。）において使用する全天周シアター用デジタル映像等制作について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1 全天周シアター

浜松広報館の半円級大型ドームスクリーン（直径16m、傾斜角30度、165度欠球）のシアター施設をいう。

1.2.2 映像等

映像制作にあたり、撮影により記録された全てのデータ（映像、BGM、テロップ、ナレーション等の音声）をいう。

1.2.3 欠球

ドームの中心から一定の角度を切り抜いた、映像投影範囲となるスクリーンをいう。

1.2.4 ドームマスター映像

全天周映像の標準的なフォーマット画面の中心から距離と角度が比例する等距離射影方式の映像をいう。

1.2.5 航空宇宙自衛隊

令和8年度中に改編が予定されている防衛省航空自衛隊をいう。

1.2.6 CG素材

契約相手方が、制作するコンピュータグラフィックをいう。

1.2.7 現地撮影

契約相手方が、宇宙作戦部隊が所在及び展開する基地に赴き撮影することをいう。

1.2.8 官側

航空幕僚監部総務部総務課広報室をいう。

1.2.9 投影装置

ドームマスター映像を投影することが可能な装置をいう。

件名	浜松広報館全天周シアター用デジタル映像等制作
-----------	-------------------------------

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達
（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

航空自衛隊が示す要求内容に基づき、航空自衛隊浜松広報館全天周シアター映像等の制作を行う。

2.2 全般事項

宇宙作戦部隊をテーマとし、航空宇宙自衛隊への改編及び航空宇宙自衛隊と宇宙との関わりについて国民が幅広く理解できる全天周シアター用デジタル映像。

2.3 制作コンセプト

- a) 航空宇宙自衛隊が宇宙の安全保障を守るために、どのような取り組みをしているか、それが国民の日常生活にどう関係するか、子供から大人まで理解できるストーリーとする。
- b) アニメーションやCGにより、宇宙作戦部隊の取り組みが宇宙にどのような影響をもたらしているか可視化して表現する。
- c) 守る領域を宇宙まで拡大した航空宇宙自衛隊の進化と、新たな領域で活躍する隊員のひたむきさや困難を克服する姿を描き、観客が共感し航空宇宙自衛隊に更に興味を持つよう演出する。
- d) ドーム映像の特性を活かし、広大な宇宙の美しさや、隊員の任務に臨む姿を迫力ある映像で上映する。

2.4 制作要領

- a) 全天周シアター上映における映像の歪みを避けるものとし、適宜魚眼レンズ、ワイドレンズ等を用いるなど、映像撮影を十分に工夫すること。この際の映像画質は4K×4Kのドームマスター映像とする。
- b) 映像のコマ数は、30p（29.97コマ/秒プログレッシブ）とすること。
- c) 全天周シアターは、視野全域に映像が映し出されるため、映像カットの長さを工夫して撮影・編集を行い、来館者の映像酔い防止に配慮すること。
- d) 音源は、航空機の音源を活かした迫力ある音響を演出するにあたり、5.1chサラウンド、または6.1ch（天頂SP含む。）とすること。

件 名	浜松広報館全天周シアター用デジタル映像等制作
------------	-------------------------------

- e) 映像は、15分（基準）とし、企画、撮影及び編集（ナレーション、テロップ及びBGM入れを含む。）を行うこと。
- f) ドームマスター映像は、浜松広報館全天周シアター（傾斜角30度）を考慮し、解像度は4096ピクセル×4096ピクセルの正方形とする。

2.5 細部

全天周シアター用のデジタル映像の制作を、次の事項に留意して実施する。

- a) 映像制作に使用する素材は、現地撮影による映像素材、CG素材及び必要に応じて官側が無償で提供する映像素材とする。
- b) 本要求に示す内容は、主要事項を記述したものであり、映像加工技術において、明記されていない事項についても、当然備えるべき事項として完備する。

2.6 実施計画書

契約相手方は、契約完了後速やかに次の事項について実施計画書を作成し、官側と調整の上、その承認を受けるものとする。

- a) 制作工程
- b) シナリオ、映像構成（映像、BGM、テロップ、ナレーション等の音声）
- c) 制作体制（撮影及び制作スタッフ）

3 納入前における映像確認

- a) 契約の相手方は、令和8年12月18日までに制作した動画一式を官側に提出し、映像の確認を受けるものとする。
- b) データ形式は、Windows（OS：Windows10）で閲覧可能なデータ形式とする。
 なお、官側の確認後から納入までの間、当該制作データ修正用としてオンラインテストサイト若しくはスタンドアローンで閲覧可能な環境により、修正箇所を確認が出来ることとする。

4 納入

4.1 ドームマスター映像

- a) データ形式
 映像データは、静止画連番ファイルにて、音声データはマルチチャンネルのリニアPCMファイルで納入すること。また、上記データの変換（スライス、エンコード等）を行い、既存の浜松広報館全天周シアターの投影装置にインストール及び上映可能な状態にすること。
- b) 提出媒体
 外付けハードディスクドライブ（USB3.0対応）
- c) 納入場所
 航空自衛隊浜松広報館（静岡県浜松市中央区西山町無番地）
 航空自衛隊航空幕僚監部総務部広報室（東京都新宿区市谷本村町5-1）

4.2 SNS等動画サイト配信用

- a) データ形式等
 映像データは、浜松広報館において放映する映像を15秒（基準）に再編集したものとし、解像度を4K以上、Windows（OS：Windows10）で閲覧可能な縦型動画とする。

件 名	浜松広報館全天周シアター用デジタル映像等制作
------------	-------------------------------

b) 提出媒体

DVD-R

c) 納入場所

航空自衛隊航空幕僚監部総務部広報室（東京都新宿区市谷本村町5-1）

4.3 現地撮影データ

a) データ形式等

現地撮影した全ての映像は、Windows（OS：Windows10）で閲覧可能なものとする。

b) 提出媒体

外付けハードディスクドライブ（USB3.0対応）

c) 納入場所

航空自衛隊航空幕僚監部総務部広報室（東京都新宿区市谷本村町5-1）

5 検査

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定める監督検査実施要領による。

なお、納入された映像等を試写し、上映可能な状態か確認することにより、合否の判定を行う。

6 その他必要な事項

6.1 立入

航空自衛隊の部隊等の長が定めた立入り禁止場所へ立入る契約の相手方の作業員は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立ち入りを許可された者でなければならない。

6.2 情報の保全

契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報について、第三者に漏らしてはならない。資料の取り扱いを十分に管理し、データの漏洩防止及び紛失防止に細心の注意を払い、情報の保全に徹するものとする。契約の相手方は納入後、官側と時期を調整した後に映像等のデータを消去するものとし、消去完了後、官側に書面（任意様式）により報告するものとする。

6.3 著作権

- a) この契約において、契約の相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は、全て官側に帰属するものとする。
- b) 提出された全ての映像等は、将来開発し得るあらゆるメディアにおいて、航空自衛隊が永久的、独占的かつ無制限に使用する権限を有するものとする。
- c) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認するものとする。
- d) この契約において制作した映像等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行うものとし、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

件名	浜松広報館全天周シアター用デジタル映像等制作
----	------------------------

7 仕様書の疑義

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた場合には速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。